

# 社団法人大阪府自動車整備振興会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は社団法人大阪府自動車整備振興会という。

(主たる事務所)

第2条 この会の主たる事務所は大阪市におく。

(この会の地区)

第3条 この会の地区は大阪府一円とする。

(目 的)

第4条 この会は、自動車整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営を確保するとともに、会員相互の緊密な連絡と親睦を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

## 第2章 事 業

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)この会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2)必要な調査研究を行ない、統計を作成し、資料を収集し若しくは、これらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつせんすること。
- (3)行政庁の発する法令通達等の普及徹底ならびに施行のためにする措置に対する協力に関すること。
- (4)講演会、講習会及び研修会又は展示会を開催すること。
- (5)自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し、又はその相談に応ずること。
- (6)自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車分解整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (7)自動車の整備に関する技術の向上及び事業運営の改善に関する教材の作成を行うこと。
- (8)自動車整備用設備及び機器類の改善、開発に関すること。
- (9)自動車整備の立場からの交通安全、公害防止等に関すること。
- (10)自動車整備事業の近代化に関すること。
- (11)自動車整備士養成施設の管理及び運営に関すること。
- (12)自動車整備についての普及啓発、広報に関すること。
- (13)会員の親交と福祉の増進並びに相互の啓発向上に関すること。
- (14)その他この会の目的を達成する為に必要な事業。

## 第3章 会 員

(会員の資格)

第6条 この会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1)この会の地区内において自動車分解整備事業を営む者及びこれらの者を以って組織する次項第1号に掲げる団体。
- (2)この会の地区内において前号に掲げる者が経営する他の自動車分解整備事業の認証を有する事業場の責任者。
- (3)この会の地区内において自動車の整備に関係ある事業を営む者、及びこれらの者を以って組織する次項第2号に掲げる団体。
- (4)この会の趣旨に賛同する者。

2. 前項に掲げる団体は、次のものに限る。
  - (1)自動車分解整備事業の認証を有する協同組合及び協業組合。
  - (2)特殊自動車整備士制度に関係ある事業を営む者が組織する団体。

(会員の種別)

第7条 会員を分けて、正会員と賛助会員とし、前条第1項第1号に掲げる者を正会員、その他の者を賛助会員とする。

(入会)

第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により会長に申込まなければならない。

2. 入会は、理事会においてその可否を決定し会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2. 会の運営上特に必要と認めるときは、総会の議決を経て会員から特別会費又は臨時会費を徴収することができる。
3. 既納の入会金及び会費は返還しないものとする
4. 特別の事由により会長が必要と認めるときは、総会の議決を経て入会金及び会費を減免することができる。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2. 廃業し、又は解散した会員は、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この会の名譽を汚し、又は信用を失うような行為のあったとき。
- (2)定款若しくは規則を守らず、又は総会の議決を無視する行為のあったとき。

(会員の資格及び権利の喪失)

第12条 会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3)失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (4)2年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。
- (6)この会が解散したとき。

2. 前項の規定において、会員の資格を喪失した者は会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費その他この会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

## 第4章 役員等

(役員)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 6名以内
- (3)専務理事 1名

- (4) 常務理事 2名以内
- (5) 理事 80名以上、99名以内(会長、副会長、専務理事、常務理事を含む)
- (6) 監事 3名以内

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選とする。
- 3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、この会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4. 常務理事は、専務理事を補佐して、この会の会務を処理し、専務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
- 5. 理事は、理事会を組織し、定款に別に定めるもののほか、第28条に定める事項について議決し、会務を執行する。
- 6. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2. 補欠又は、増員により専任された役員任期は前任者又は、他の同種役員残任期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員はすべて無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

- 2. 常勤役員報酬は、理事会の議決を得て会長が定める。

(顧問及び相談役)

第19条 この会に顧問及び相談役、それぞれ若干名をおくことができる。

- 2. 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3. 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4. 顧問及び相談役任期は第16条の規定を準用する。

## 第5章 会 議

(種 別)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

2. 総会の議長は、総会において出席正会員のうちから選出する。
3. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 通常総会は、毎年2回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員の5分の1以上から又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は会長が招集する。

2. 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第23条 総会は、定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他会の運営上特に重要な事項

(総会の定足数等)

第24条 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

2. 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。
3. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決権等)

第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席正会員2名以上がこれに署名押印するものとする。
  - (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
  - (2) 正会員数及び出席者数
  - (3) 議事の経過の概要及びその結果
3. 前項の議事録は、主たる事務所に備えつけて置かなければならない。

(理事会)

第27条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき並びに10分の1以上の理事又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求のあったときは14日以内に招集する。

2. 会長が特に必要と認めるときは、理事会に監事の出席を求めることができる。

(理事会の議決事項)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (4) 総会を開くいとまのない場合における緊急事項
- (5) その他重要事項

2. 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第29条 第22条及び第24条から第26条までの規定は理事会に準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 委員会等

(委員会・部会)

第30条 会長は、この会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て委員会又は部会をおくことができる。

2. 委員会及び部会に必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(地区会)

第31条 会長は、この会の事業の円滑な推進を図るため理事会の議決を得て地区会をおくことができる。

2. 地区会に必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第32条 この会に事務局をおく。

2. 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第34条 この会の資産は、入会金、会費及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第35条 この会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第36条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計書類等)

第37条 会長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し、通常総会開催の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) その他必要な附属書類

2. 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3. 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務所に備えつけて、置かなければならない。

(暫定予算)

第38条 事業計画並びに予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算の成立の日まで、前年度の予算に準じて執行することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(長期借入金)

第39条 この会が予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借入れた年度内に償還する短期借入金を除き、近畿運輸局長の承認を得なければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得て、かつ近畿運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第41条 この会は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ近畿運輸局長の許可を得なければ解散することはできない。

(清算人)

第42条 この会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは理事以外の者から選任することができる。

(残余財産の処分)

第43条 この会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得て、かつ近畿運輸局長の許可を受けなければならない。

## 第10章 雑 則

(細 則)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則  
第 1 条

この定款は、近畿運輸局長の認可の日から施行する。

- (平成9年8月11日付「近運総第227号」近畿運輸局長認可)
- (平成3年7月18日付一部改正「近運総第258号」近畿運輸局長認可)
- (平成2年7月4日付一部改正「近運総第156号」近畿運輸局長認可)
- (昭和63年7月22日付一部改正「近運総第162号」近畿運輸局長認可)
- (昭和63年6月15日付一部改正「近運総第114号」近畿運輸局長認可)
- (昭和62年7月16日付一部改正「近運総第125号」近畿運輸局長認可)
- (昭和62年6月29日付一部改正「近運総第104号」近畿運輸局長認可)
- (昭和59年12月28日付一部改正「近運総第152号」近畿運輸局長認可)
- (昭和58年12月9日付一部改正「大陸第71号」大阪陸運局長認可)
- (昭和49年6月21日付一部改正「大陸第90号」大阪陸運局長認可)
- (昭和46年12月18日付一部改正「大陸第49号」大阪陸運局長認可)
- (昭和45年5月19日付一部改正「大陸第37号」大阪陸運局長認可)
- (昭和44年6月24日付一部改正「大陸第32号」大阪陸運局長認可)
- (昭和43年6月27日付一部改正「大陸第35号」大阪陸運局長認可)
- (昭和36年1月11日付一部改正「大陸総第2号」大阪陸運局長認可)
- (昭和35年12月16日付一部改正「官文第1313」運輸大臣認可)
- (昭和29年8月19日付一部改正「官文第651の1」運輸大臣認可)
- (昭和27年7月15日付一部改正「官文第164の2」運輸大臣認可)
- (昭和27年7月15日付一部改正「大陸総第164号の2」大阪陸運局長認可)
- (昭和27年6月23日付一部改正「官文第683の2」運輸大臣認可)